## 主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用のうち、参加に関する部分は補助参加人らの負担とし、 その余は原告らの負担とする。

### 事実及び理由

## 第1 請求

平成13年7月29日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の東京都選挙区 における選挙を無効とする。

# 第2 事案の概要

1 本件は、平成13年7月29日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙(以下「本件選挙」という。)について、東京都選挙区の選挙人である原告らが、公職選挙法の議員定数配分規定が憲法14条1項等に違反して無効であり、これに基づき実施された本件選挙の同選挙区の選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、被告に対し、同選挙区における本件選挙を無効とすることを求めた訴訟である。

2 前提事実(当事者間に争いがない。)

原告らは、本件選挙における東京都選挙区の選挙人であり、本件選挙は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成12年法律第118号。以下「平成12年改正法」という。)により改正された公職選挙法の参議員議員定数配分規定(同法14条、別表第三及び平成12年改正法附則。以下「本件議員定数配分規定」という。)に基づいて実施されたものである。

3 争点

本件議員定数配分規定は、投票価値の平等を要求している憲法14条1項等に違 反するか。

この点に関する当事者双方の主張は、次のとおりである。

## (1) 原告ら

憲法(14条1項, 15条3項, 44条等)は、参議院議員選挙における選挙人各人の投票価値が平等(一票等価)になることを保障しているので、各選挙区から選出される議員数の配分を当該選挙区の人口数(以下「選挙区人口」という。)に比例して定めるよう国会の立法権限を羈束する。

ところが、本件議員定数配分規定においては、各選挙区から選出される議員数の配分が当該選挙区人口に比例するように配分されていない。すなわち、平成7年国勢調査の結果による各選挙区の人口数を基にすると、参議院47選挙区における各議員定数配分と各選挙区人口との関係は別紙別表1のとおりとなり、議員1人当たりの選挙区人口が最も少ない鳥取県選挙区と最も多い東京都選挙区とを比較するとその較差が1対4.7866となっていて、各選挙区の選挙人の投票価値に著しい不平等が生じている。

また、投票価値の平等は最も重要かつ基本的な憲法上の要請であるのに対し、本件選挙で採用する都道府県単位の選挙区制や各選挙区に議員定数を偶数配分すると(以下「議員定数の偶数配分」という。)は憲法上の要請ではない。議員定数の偶数配分方式を維持すれば、投票価値の不平等を解消させることは困難となる。したがって、投票価値の平等を後退させてまで都道府県単位の選挙区制や議員定数の偶数配分を維持すべき理由はないというべきである。原告らが考案した議員定数配分のシュミレーションは別紙別表2の1(甲案)、同2(乙案)、同3(丙案)のとおりであり、現在の本件選挙の仕組みを維持したとしても、議員定数の奇数配分や都道府県単位の選挙区のうち選挙人の少ない選挙区を合区することにより、投票価値の平等を満たすことが可能である。

したがって、本件議員定数配分規定は、参議院の特殊性や国会の裁量権を考慮しても、なお許される限界を超え、投票価値の平等を定めた上記憲法の条項に違反する無効なものである。

### (2) 被告

ア 平成12年改正法以前の参議院の議員定数配分規定については、最高裁判所昭和58年4月27日大法廷判決、最高裁判所昭和61年3月27日第一小法廷判決、最高裁判所昭和62年9月24日第一小法廷判決、最高裁判所昭和63年10月21日第二小法廷判決、最高裁判所平成8年9月11日大法廷判決、最高裁判所平成10年9月6日大法廷判決におい

ていずれも合憲であるとの判断がされており、本件議員定数配分規定についても上記の各判例の判断基準によって判断されるべきである。

上記一連の最高裁判所判決は,投票価値の平等は選挙制度の仕組みの決定におけ る唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の 政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであって、 会の裁量権の行使として合理性を是認し得る限り、それによって投票価値の平等が 損なわれることになってもやむを得ないものであるが、人口の移動等の結果、投票 価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過ごすことができないと認められる 程度の投票価値の著しい不平等状態が生じ、それが相当期間継続しているにもかか わらずこれを是正する何らの措置も講じないことが国会に許される限界を超えた場 合には、議員定数配分規定が違憲になるとしている。そして、参議院の特殊性を考 慮すれば、都道府県を単位とする参議院選挙区選挙の仕組みは国民各自、各層の利 害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くこと はないとした上、昭和58年大法廷判決は議員1人当たりの選挙区人口の最大較差 が1対5.26,昭和61年判決は同最大較差が1対5.37,昭和62年判決は 同最大較差が1対5.56,昭和63年判決は同最大較差1対5.85となってい ても違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等には至っていないと判示。 平成8年大法廷判決は同最大較差が1対6.59となったのは違憲の問題が生 ずる程度の投票価値の著しい不平等になると判示したが、平成10年大法廷判決は 同最大較差が1対4.97、平成12年大法廷判決は最大較差が1対4.98とな っていても、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等には至っていない と判示した。

平成12年改正法は、参議院議員の選挙制度の仕組み自体を変更するものではなく、3選挙区で改選議員定数をそれぞれ2減じただけであり、本件議員定数配分規定における上記最大較差は1対4.7866、神奈川県選挙区の同最大較差も1対4.4698であったから、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等には至っていなかったというべきである。

# 第3 当裁判所の判断

1 投票価値の平等について

(1) 日本国憲法は議会制民主主義を採用している。そのため、国権の最高機関である国会を構成する衆議院及び参議院の各議員を選挙する権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利であり、憲法は、その重要性にかんがみ、これを国民固有の権利であると規定した(15条1項)上、14条1項において法の下の平等の原則を定めるほか、その政治の領域における適用として、成年者による普通選挙を保障するとともに、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって選挙人の資格を差別してはならないものと定めている(15条3項、44条ただし書)。このような憲法の規定からすれば、上記の選挙権平等の保

障は、単に選挙人の資格を差別することを禁止するにとどまらず、選挙権の内容の 平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、す なわち投票価値の平等をも要求するものと解される。

しかしながら、選挙制度は、議会制民主主義の下において国民各自、各層の様々な利害や意見を公正かつ効果的に議会に代表させることを目的とするものであるから、投票価値の平等といっても、具体的な選挙制度の仕組みをどのように定めるかによって何らかの差異が生ずることは免れ得ないものである。そして、憲法は、国会の両議院の各議員選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で(43条)、議員及びその選挙人の資格並びに議員の定ならないという制約の下で(43条)、議員及びその選挙人の資格並びに議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるものとし(44条、47条)、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねている。

したがって、憲法は、投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、国会は、正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由をしんしゃくして、その裁量により、両議院の議員それぞれについて公正かつ効果的な代表を選出するという「は要現するために適切な選挙した。国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。そうすると、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである、以外ではよって投票価値の平等が一定の限度で損なわれることになっても、やむを得ないものと解するのが相当である。

このような二院制採用の趣旨を受けて、参議院議員選挙法(昭和22年法律第1 1号) は、参議院議員の選挙について、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基 準とする衆議院議員の選挙制度とは趣を異にする選挙制度の仕組みを設けた。すな わち、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区 分した上、全国選出議員については全都道府県の区域を通じて選出されるものとす る一方、地方選出議員については、都道府県を単位とする選挙区において選出され るものとし、各選挙区ごとの議員定数につき、憲法が参議院議員は3年ごとにその 半数を改選すべきものとしている(46条)ことに応じて、各選挙区を通じその選 出議員の半数が改選されることになるように配慮し、定数は偶数としその最小限を 2人として、昭和21年当時の総人口を定数150で除して得られる数値で各選挙 区の人口を除し、その結果得られた数値を基準とする各都道府県の大小に応じ、 れに比例する形で2人ないし8人の偶数の議員数を配分した。その結果、全国選出議員の選挙においては各選挙人の投票価値に差異は生じないものの、選挙区選出議員の選挙においては各選挙区ごとで選挙人の投票価値に差異が生じることとなっ た。昭和25年に制定された公職選挙法の参議院議員定数配分規定(14条及び別 表第二)は,上記参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだもの であり,その後,沖縄返還に伴って昭和46年法律第130号による公職選挙法の 一部改正により沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されて選挙区選出議員定数を1 52名とし、さらに、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数(又は人口)の最大較

差を縮小させる等の目的で平成6年法律第47号による公職選挙法の一部改正を行って選挙区選出議員の定数152名を増減しないまま7選挙区で改選議員定数を4人増4人減とし、同じく選挙区間の議員1人当たりの選挙人数(又は人口)の最差を縮小させる等の目的で平成12年改正法による公職選挙法の一部改正をもて3選挙区で改選議員定数を2人ずつ減じて選挙区選出議員定数を146名とにる公職選挙法の一部改正により、参議による公職選挙法の一部改正により、参議に議員が比例代表選出議員100人と選挙区選出議員152人とに区分されることに対したが、比例代表選出議員は全都道府県を通じて選出されるものであって、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であって、各選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称を変更したにすぎない。したがって、平成12年改正法は上記のような参議院議員の選挙制度の仕組み自体を変更するものではないということができる。

以上のような参議院議員の選挙制度の仕組みは、ひとしく全国民を代表する議員であるという枠の中にあっても、参議院議員の選出方法を衆議院議員のそれとは異ならせることによってその代表の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせ選出議員ないし選挙区選出議員を全国選出議員ないし比例代表選出議員とに分け、後者については、都道府県が歴史的にも強いと実体を有し政治的に一つのまとまりにものである。とは、これを構成する住民の意思を集約にしたものであると解することに照らし、これを構成する住民の意思を集約に下きるという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解するよのにきるのという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解するよのというできる。定時に関係している。とは、各層のというでは、各層のというである。

(3) 上記のとおり公職選挙法が採用した参議院(選挙区選出)議員の選挙制度の仕組みは国会にゆだねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものである最上、その結果として選挙区間の議員1人当たりの選挙人数又は人口の値とるよいである最大較差)が生じ、そのために選挙区間に説示する。ととなったとしての投票価値の平等がそれだけ損なわれることとなったとして項等に説示に追したるの定めが憲法14条1項等としたものとすることはできない。中では、投票価値の選挙を見れているの下では、投票価値の選挙制度の仕組みの下では、投票価値の平等の要求は、投票価値の定めが憲議員の選挙制度の仕組みの下では、投票価値の選挙制度のにあっての意味を発表しているのである。とずる人口の移動につき、それをどのような形で選挙制度の仕組みに反映された。とずる人口の移動につき、それをどのような形で選挙制度の仕組みに反映されているのである。

でしたがって、議員定数配分規定の制定又は改正の結果、上記のような選挙制度の 仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過すること ができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせたこと、あ るいは、その後の人口移動が上記のような不平等状態を生じさせ、かつ、それが相 当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する何らの措置も講じないことが、 複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立って行使されるべき国会の裁量的権限 に係るものであることを考慮してもその許される限界を超えると判断される場合 に、初めて当該議員定数配分の定めが、国会が憲法により与えられた裁量権の限界を超えた立法行為(不作為を含む)をしたものとして、憲法の投票価値の平等の要求に違反するものと判断すべきことになるというべきである。

(4) 以上は、議員定数配分規定の憲法違反を理由とする選挙無効訴訟において、最高裁判所昭和58年4月27日大法廷判決(民集37巻3号345頁。以下「昭和58年大法廷判決」という。)、最高裁判所平成8年9月11日大法廷判決(民集50巻8号2283頁。以下「平成8年大法廷判決」という。)、最高裁判所平成10年9月2日大法廷判決(民集52巻6号1373頁。以下「平成10年大法廷判決」という。)及び最高裁判所平成12年9月6日大法廷判決(民集第54巻7号1997頁。以下「平成12年大法廷判決」という。)が判示するところである。

## 2 本件議員定数配分規定の合憲性

7866(争いがない。),選挙人数を基準とする最大較差は本件選挙当時1対 5.061(乙2)であったから、上記一連の最高裁判所判決の判示する趣旨に徴 して、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとすることはでき ない。

(2) これに対し、原告らは、都道府県単位の選挙区制や議員定数の偶数配分の方法を維持すれば投票価値の不平等を解消させることが困難であるところ、投票価値の平等を後退させてまで都道府県単位の選挙区制や議員定数の偶数配分を維持すべき理由はないと主張する。 確かに、都道府県単位の選挙区制や議員定数の偶数配分の方法を維持する限り投

確かに、都道府県単位の選挙区制や議員定数の偶数配分の方法を維持する限り投票価値の不平等の解消には技術的な限界があることは、上記各公職選挙法の改正の 結果を見ても明らかである。

しかし,国会が都道府県単位の選挙区制や議員定数の偶数配分を採用したことは,立法裁量権の行使として合理性があり,その結果選挙区間における選挙人の投

票価値の平等が損なわれることになっても、直ちにその議員定数の定めが憲法14条1項等に違反することにはならないことは前示のとおりである。かえって、原告ら主張の丙案のように現行の選挙区を合区して選挙区を変更することは、都道府県が有する社会的、歴史的背景や憲法上の地位、これに対する国民感情を軽視するものであり、また、原告ら主張の乙案のように各選挙区の定数を奇数配分とすることは、憲法が参議院議員について半数改選制を採用した趣旨が完全に没却され、前任議員の任期満了後しばらく新議員が確定しなかった場合等には当該選挙区の選出議員が不在となる事態が生じ得ることになり、いずれも、国民各自、各層の利害やる。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

以上のとおりであって、本件議員定数配分規定はその改正当時はもちろん、本件 選挙当時においても憲法14条等に違反するものということはできないから、本件 議員定数配分規定に基づいて行われた本件選挙が違憲、無効であるとすることはで きない。

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり 判決する。

東京高等裁判所第15民事部 裁判長裁判官 赤塚信雄 裁判官 宇田川基 裁判官 加藤正男